

次世代下宿「京都ソリデール」(福祉型)事業実施要領

(趣旨)

第1条 京都府では、貧困の世代間連鎖の防止を図るため、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すこととしている。

このため、平成28年度から実施されている「京都ソリデール」事業を積極的に活用し、経済的に厳しい府内のひとり親家庭又は生活困窮世帯の大学等に進学する意志のある子どもが、進学をあきらめてしまうことのないよう、同事業を利用して入居する場合の下宿代(月額賃借料)に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都ソリデール 若者の府外への転出抑制、府外からの流入促進及び地方への定住促進を図るため、若者への低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流を行うことをいう。
- (2) ひとり親家庭又は生活困窮世帯等
 - ア 子どもが高等学校在学中において、親又は養育者が児童扶養手当を受給している家庭
 - イ 子どもが高等学校在学中において、高校生給付型奨学金又は奨学のための給付金を受給している世帯
 - ウ ア及びイと同等であると知事が特に認める家庭(児童養護施設退所児童等)
- (3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。
- (4) 月額賃借料 家賃、共益費、賄い料、光熱水費、建物(家具)修繕負担金、消耗品費や年度更新料相当額などをいう。ただし、月額賃借料に含まれない敷金、礼金などを除く。
- (5) サブリース 物件を一括賃借し、それを分割またはそのままの規模で第三者に転貸する事業形態をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、京都ソリデールにおいて、府内のひとり親家庭又は生活困窮世帯等の子どもに自宅の一室を提供し、月額賃借料を減額する事業をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、補助対象事業を実施しようとする高齢者とする。ただし、サブリースの場合は、高齢者から賃借した者としてすることができる。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に規定する事業の実施における賃貸借契約書等に記載された月額賃借料とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の3分の1とし、月額2万円を上限とし、月額賃借料の減額金額と比較していずれか低い額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 3 補助金の額は、月の途中に入退去があった場合は、日割り計算とする。

(補助対象期間)

- 第6条 補助金の対象となる期間は、ひとり親家庭又は生活困窮世帯等の子どもが、大学等へ入学した月から満22歳の誕生日の属する月までとする。ただし、大学等に就学している場合は、満22歳の誕生日から最初に到来する3月31日までとする。

(補助金の交付申請及び変更交付申請等)

- 第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更は、補助金総額の増減とし、変更の承認を受けようとする者は、変更交付申請書(別記第2号様式)により知事に申請するものとする。
 - 3 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 4 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第8条 本補助金は、精算払を原則とする。

(遂行状況報告書)

- 第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めるとともに、加えて現地調査をすることができる。

(補助事業の経理等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の実施に際し、借人に対して、月額賃借料減額決定通知書(別記第5号様式)を交付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月24日から施行し、平成29年度分の補助対象経費から適用する。